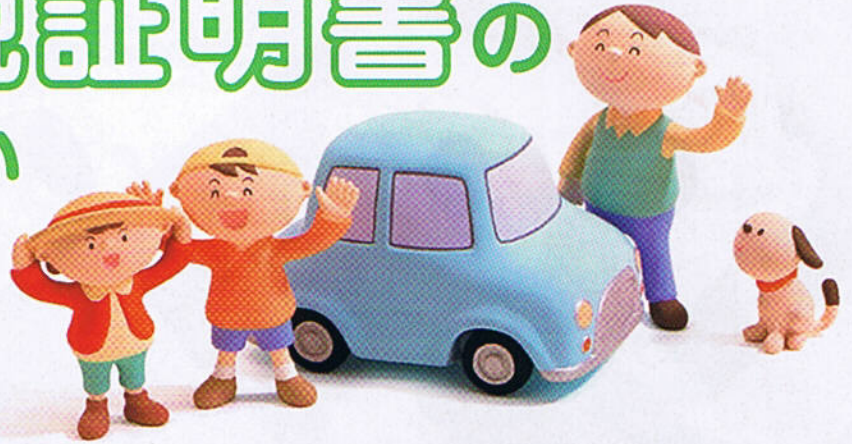


自動車税の税制改正に伴う 納税証明書の 取扱い



●税制改正の概要

改正前

県域を越える自動車の転出入に伴い自動車の所有者やナンバーを変更した場合、転入した都道府県からは自動車税が月割で課税され、転出した都道府県からは自動車税が月割で還付されます。

改正
平成18年4月1日

改正後

県域を越える自動車の転出入があった場合は、県内移転と同様に、その年度の4月1日現在の所有者に1年分が課税されることになるため、自動車税の月割計算による還付や新たな課税は行われません。転入した都道府県からは、翌年度分から自動車税が課税されます。

※自動車の抹消登録による還付や、新規登録による課税については、改正後も月割計算がされます。

車検のときには納税証明書が必要です。
大切に保管してください。

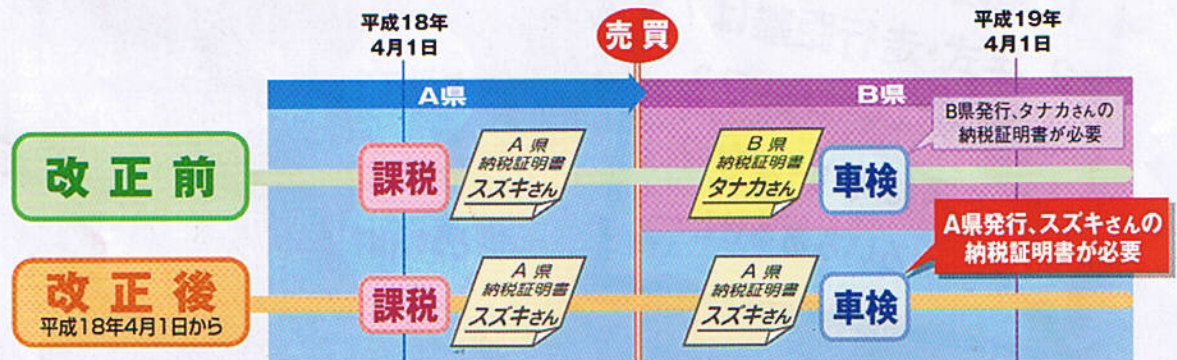
●車検用の納税証明書の取扱い

売買や引越しによって他都道府県ナンバーに変更されたのち、次年度分の自動車税の納期限までの間に車検を受ける場合は、転出前の都道府県が発行した車検用の納税証明書(所有者変更の場合は前所有者の納税証明書)が必要となります。

事例1 売買の場合

A県のスズキさんからB県のタナカさんに自動車売買され、B県でタナカさんが車検を受ける場合。

税制改正後は、A県発行のスズキさんの納税証明書が必要です。



事例2 引越しの場合

A県のスズキさんがB県に転居してB県のナンバーに変更後、B県で車検を受ける場合。

税制改正後は、転出前のA県発行の納税証明書が必要です。



大事な中古車を買うときの チェックポイント！

みんなが気になる CHECK POINT

1. 値段はいくら？
2. 年式・走行距離は？
3. 車検はいつまで？
4. キズはないかな？
いろいろあるけど...

前所有者は

ご存知ですか？
これも要チェック！

自動車税を納めているかな？

どうして？

車検を受けるには、
納税証明書が必要です。

どうすれば？

前所有者から
納税証明書を受け取れば安心です。

納税証明書を車検証と一緒に保管することが
スムーズな売買のポイントです。